

Alert 13号

反天皇制運動

[通巻 395号]
2017年
7月4日発行

第X期・反天皇制運動連絡会

今月のAlert

●「共謀罪」廃案！ 軍事国家・警察国家はコメンタ！——*2

反天ジャーナル ● 京極紀子、井上森、ななこ*3

状況批評 ● 国体ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊厳ヲ冒瀆スベキ事項ヲ
流布スルコトヲ目的トシテ——遠田哲史*4

ネットワーク ● 目指せつくばで八〇〇〇人！——戦時下の現在を考える講座
——加藤匡通*7

書評 ● 「象徴天皇制の成立——昭和天皇と宮中の「葛藤」——国富建治*8

太田昌国のみたび夢は夜ひらく(86)

●「現在は二〇年前の過去の裡にある」「過去は現在と重なっている」——太田昌国*9

マスコミじかけの天皇制(13)

●〈安倍改憲〉と天皇退位・即位イベントの二重化——〈壊憲天皇明仁〉その11——天野恵一*10

野次馬日誌——*11 集会の真相——*14 学習会報告——*15

反天日誌——*16 集会情報——*16

二週間ほど前、東京にいる中学時代の友人二人と会った。一人は東大の経済学部教授でもあったので私は「よりましな資本主義国家てのはあり得るのかな？」と尋ねた。「そりゃあるさ。スウエーデンなんか……」と答えたので「そうかね、武器輸出大国だけだね。」と私はつぶやいたのだった。

「強欲」やら「ポピュリズム」やら、グローバル時代の今日の資本主義諸国家は、貧富の差（格差）の拡大や、次世代へのつけ回し、民族排外主義の伸長、失業問題の未解決などの状態に立ち至っている。その中でスウエーデンは確かに「よりまし」なのかもしれない、と私も思うのだが……。

「革命をへて共産主義を実現する以外に、貧困と戦争は根本的に解決しない」という立場は、現実的・具体的な場での改良＝よりましなものを実現する、ということ、軽視・無視する傾向をもった。そうはいっても労働組合運動などでは、「改良」はそれぞれの人間の「現実的生活改善」にはなるので、「革命的な指導者」といってもそのために行動せざるをえないのだが。私自身、現実的「よりまし」追求の運動に、大きなエネルギーが結集する経験を重ねてきた。

暴走する国家・社会に抵抗する私（たち）の立場はどのようなものなのか。「民主と人権」が大きな核であると思う。これはいくつもの大衆運動の原動力であったはずだ。けれど仲間の一部に「安倍に対立するアキヒト・ミチコへの期待」が存在するという。これはたぶん「民主」についての内面も含めた各人の思想・覚悟にかかわることなのだろう。ならば私たちは、「君主制のないよりましな民主主義を求めよう」ようにアピールし続けるしかないのだと、思う。

(高橋寿臣)



250円

●定期購読をお願いします(送料共年間4000円)

●郵便振替 00140-4-131988 落合ボックス

東京都千代田区神田淡路町 1-21-7 静和ビル 2A 淡路町事務所気付 落合ボックス

TEL/FAX 03-3254-5460 URL <http://hanten-2.blogspot.jp/> mail: hanten@ten-no.net



今月の

Alert

「共謀罪」廃案！ 軍事国家・警察国家はゴメンダ！

六月一日、「共謀罪」の趣旨を含む改正組織犯罪処罰法が成立した。「森友学園」「加計学園」問題の説明責任も果たさず（安倍は逃げ切った感か）衆院での強行採決に続き、参院では参院法務委員会での採決を省略し、「中間報告」という卑劣な手法で採決。

「暗黒時代の始まり」「軍国主義化の総仕上げ」「社会の分断」などの声が各方面から聞かれ、抗議声明も多数だされた。

『警察捜査の正体』の著者・原田宏二は、「警察に新たな『武器』を持たせることになった」といい、元刑事裁判官の木谷明は、警察の市民監視の活発化を指摘し、「組織的犯罪集団」「実行準備行為」も歯止めにならない。自分は「一般人」だと思っても、警察に疑われたらそれまでだ。法文は曖昧だから、どのようにも解釈できる」とインタビューで危険を指摘する。

審議の過程で、警察による写真やビデオ撮影がなされることへの危惧が呈されたが、私たち反天皇制を掲げたデモはすでにそのことが常態化している。毎回、尋常ではないビデオがデモ隊に向けられ、その数は増すばかりである。その違法性を訴えても、気にも留めない素振りで撮影を続ける。警官のなかには違法だと認識していないと思われる者もいる。最近では撮影者への抗議を、デモ隊を囲っている機動隊が妨害するようになり、所轄の警官が警視庁に気を使うかのような行為も見

られるようになった。

どんなに不当なことであっても、「警察の正義」が「正義」であるという不条理がまかり通るといふことを、私たちは反天皇制の運動とおして、肌感覚で体感している。だから木谷がいう「疑われ」より以前の、警察の思惑で犯罪者を自在に仕立てあげることが出来る、もっと恐ろしい法律だといいたい。

軍事化とともに警察国家になっていくことに心底恐怖を感じる。けれども、私たちは萎縮することなく、どのような抵抗ができるか仲間たちと諦めずに模索し繋がっていきたいと思う。

「共謀罪」はただちに廃案にし、これ以上警察国家にしてはならない。

ところで、この国会で安倍首相はさかんに、「印象操作」という言葉を繰り返した。政治にその要素は多分にあると思うが、そもそもその分野が得意なのは安倍内閣ではないか。そしてそこでは、メディアが非常に大きな役割を果たす。

国連人権理事会の特別報告者デビッド・ケイは政府によるメディアへの圧力に警鐘を鳴らした。それほど、この国の報道の自由には制限がかかり、萎縮が進んでいる。そのメディアを通じて六月末より内閣官房と消防庁の「弾道ミサイル」落下時についての動画CMが流されるようになった。いよいよ自民党の九条改憲論議が始まり、公明党に媚びた九条

加憲を新提案し、何がなんでも自衛隊の存在を合憲化しようというこのタイミングでの放影である。ミサイルから身を守るため、隠れるものがない場合は床に伏せて頭をガードして下さいと、まるで戦中の焼夷弾訓練のパケツリレーではないか。原発再稼働に邁進しながら、こんな子どもだましで危機を煽る。前振りには北朝鮮のミサイル報道、伏線は昨年大ヒットしたシン・ゴジラということだろうか。

お茶の間のTVでミサイルから身を守るためのCMがまことしやかに流れてくる時代になるとは、正直愕然とする。

特定秘密保護法、安保法制、共謀罪と数の力で押し切られてしまったが、それでも国会前は抗議の人々で埋め尽くされたし、与党の抵抗も見られた。

けれども、天皇の「退位特例法」においては「翼賛国会」としかいいようがないものであった。一貫して「神聖にして侵すべからず」の空気が息づいていた。まったく天皇制ほど「印象操作」された政治はないだろう。神話に基づく「万世一系」を人はなぜ現代においてさえありがたがらなければならないのか。

二〇一九年天皇「代替わり」、翌年二〇年に施行を目指す新たな憲法改悪、そして東京オリンピック。その対抗軸を考えていきましよう。決して操られることのない個に目覚めた人たちが、ともに！

（鰐沢桃子）

心と体が動員される

来年度から「特別の教科」になる小学校「道徳」の教科書がこの夏採択される。二〇二二年に中学校道徳教科書のパイロット版を発行した育鵬社が参入せずほっとしたのもつかの間、教育出版の「道徳」編著者に「つくる会」系メンバーがごそっと参加、育鵬社と一体化していることが判明した。

戦前は、「親孝行」から「忠君愛国」までを説いた今話題の「教育勅語」に基づく「修身」で、お国のために命を投げ出す子どもが作られた。第一次安倍政権時の教育基本法「改正」(〇六年)から一〇年、安倍首相の悲願だった愛国心教育が堂々と教室へ。

戦争するためには国家に逆らわない心と身体が必要と、元軍国少女だった北村小夜さんは言う。教育勅語を授業で行うことを良しとする閣議決定や、戦前は軍事教練として、今はほぼ自衛隊でしか行われていない銃剣道を明示した学習指導要領の改訂、二〇二〇年東京五輪に向けてのオリ・パラ教育の強制……、「戦争」や「軍隊」、「愛国心」に子どもたちの心と身体が動員されて行く。

全国でたった一校、体育授業で銃剣道をやる中学校が平塚にあった。いつか来た道はすでに始まっているとも思っけれど、さらに先には行かせないためにやるべきことをやろう。

(京極紀子)

急変する横田基地

最近天皇制のことばかり考えてきたので、たまには基地のことを書く。横田基地(米日共用)の変貌が著しく、ぜひ知ってもらいたいのだ。

①韓国軍戦闘機が飛来! 東アジア全域で日米韓合同演習が繰り返されている。その中で六月、韓国空軍のKF16戦闘機が六機、横田に飛来。「空中給油の失敗のための臨時着陸」と発表されたがもちろんウソだ。それなら六機同時である必然性はない。同時期に在韓米軍戦闘機も三〇機が飛来。とんでもない爆音で、一〇km離れた勤務先の府中でも通行人が一齐に空を見上げた。

②パラシュート訓練 嘉手納での六年ぶりのパラシュート降下訓練が話題となったが、横田はすでに米軍パラシュートの中心訓練地だ。今年一月、四月までで計一三回・六〇〇人が降下。最低でも一回は、隣接する基地外民有地(石川島播磨の工場)に落ちた(石播と政府はもみ消した)。夜間降下も三回行われている。

③オスプレイ・無人機も! オスプレイの横田配備は二年延長されたが、飛来回数はずなぎ上り。一四〜一六年は年平均五〇回だったが、今年は一四〜三月までですでに一〇〇回を超えている。悪名高い無人機も米本土からお引越し。朝鮮半島を今日も飛ぶか? (井上森・立川テント村)

ああ、断捨離…

ただいま、断捨離というか終活というか、大掃除を始めた。編集制作という出版業の末席についてもうすぐ四〇年。あんな仕事こんな企画に携わり、それなりにやりがいがあったものもある。今回そういうものを捨てる決断をしたのだ。

活版印刷からワープロ、パソコンなど仕事のツールやプロセスがすっかり変わった。お金をかけて揃えたものも、長い間大事にしてきた資料などもほとんど役に立たなくなっている。私自身も仕事中に調べ物をするとき、重い辞書を引っ張り出すことはなく、ネットの検索ツールを便利に使ってしまうのだ。

運動圏には「Alert」のように紙に印刷して読んでもらう文化がたくさん残っている。いや、そうしないと自分たちの主張や活動を広めるメディアがないからなのだが、それでも、ホームページやSNSといった新しいツールを利用する人たちも増えた。誰でも簡単に印刷物が作れるソフトもあるし、チラシもカラー印刷が多くなった。デジタルにすれば保管するのに場所を取らない。

ペーパーレスはありがたいが、それで失ってしまう文化は、ぶんものすごく大きい。昔の私がかけたものや愛読した本などを手放すのに、さっぱりせいせいの気分を味わいつつ、なんだか哀しい思いもこみ上げてくる昨日今日。(ななこ)

反

天



ジャーナル

状況批評

思想・状況・批評

国体ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スベキ事項ヲ 流布スルコトヲ目的トシテ 遠田哲史（日本基督教団神奈川教区ヤスクニ・天皇制問題小委員会）

二〇一七年六月一日、共謀罪が成立した。現代の治安維持法とも呼ばれる法律だが、ここで、治安維持法によってはじめて「国体」が法律として規定されたことを思い出す。このことは、昨年八月のビデオメッセージ放映直後に「国体」との関係を取り上げる論説があつたことを思い出させる。

▼住友陽文 @akisunitomo NHKは街角インタビューを流してたが、「陛下のお気持ちに沿って制度を変えるのが一番」みたいな反応。天皇と国民との間の紐帯は神話にもとづくものではなく、相互に信頼と敬愛とによりて結ばれ、というわけか。制度的には主権在民だが、法外の次元では戦前来の国体は護持されている。2016/8/8 16:38

▼原武史 @haratetchan 昭和天皇が玉音放送で語ったときの「臣民」は、顔が見えない抽象的な存在だった。一方、現天皇が「お言葉」で述べた「国民」は、一人一人の顔が見える具体的な存在になっている。つまり玉音放送で示された天皇と「民」が常に共にある「国体」が継承されつつ、一層内面化したという見方もできるわけだ。2016/8/12 18:35

お二人とも過去の「詔書」を参照しているわけだが、現在「おことば」と呼ばれるものはかつて「勅語」と呼ばれていたことは確認しておいてよいだろう。したがって昨年八月の「おことば」は「勅語」「詔勅」であつたということになる。

朕ト爾等國民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ
いわゆる「人間宣言」の一節だが、この「詔書」が否定したのは、天皇と「国民」との関係を「神話ト傳説トニ依」つて説明することであつて、「信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ」ていることまでは否定していない。

▼住友陽文 @akisunitomo 天皇と国民との関係を人間主義的なものとして位置づける、支配・被支配という制度上の関係から逸脱する法外の関係性こそ、20世紀に入って新たに国体に付与されたイデオロギーだった。情誼的で道徳的な関係性こそ君民関係の本質というのが新しい国体論であり、これこそ護持された国体だった。2016/8/11 12:16

住友陽文さんの指摘を待つまでもなく、教育勅語、戊申詔書、国民精神作興の詔書といった「教育や教化を通じて臣民の内面に国体観念を浸透させる」（住友 @akisunitomo 2017/6/15 16:35）ものは、「法外」のもの、つまり天皇が「国民」に直接「語りかける」という手法が用いられてきたことは記憶にとどめておくべきことであろう。

朕ハ茲ニ國體ヲ護持シ得テ

ここで制憲議会における「国体」の語られ方を想起することは的外れだろうか。もちろん横田耕一さんが簡潔に示しているように「国体」という

言葉にはさまざまなものが投げ込まれているのだが（針生誠吉、横田耕一『国民権と天皇制』法律文化社、一九八三年、二二七頁）、ここでの語られ方は、いわゆる「人間宣言」を受けて、「人間主義的な」語りが追求されているように見えるからだ。

横田さんが紹介しているものでは「君民一如」（吉田茂）「憧れの中心として天皇を考え」「根本に於きまして我々の持つて居る国体は毫も変らない」（金森徳次郎）（針生、横田、同書）。これは金森六原則にも明記されている。

第六 政治機構とは別個の道徳的、精神的国家組織に於ては天皇が国民のセンターオブデヴオーション（＝愛情の中心）であることは憲法改正の前後を通じて変りはない。（国体が変わらないと云うのは此のことを云うのである。）（佐藤達夫文書183）

横田さんが指摘しているように「政体」と等置され得る「国体」は「護持シ得」なかったわけだが（針生、横田、同所）、ぬえ的な「国体論」のなかから、道徳的・心情的な部分のみに焦点化し、そうしたものとして「国体」を語り直す、あらためて虚構し直すものであったと言えるだろう。それは「戦後巡幸」から始まる一連のパフォーマンスによって「効果的に」「国民」の間に浸透して行くことになる（坂本孝治郎『象徴天皇制へのパフォーマンス』山川出版社、一九八九年ほか）。

このように私的側面が強調され、神格性はなんら保有せず、政治的権能とは関係なく、国民の夢の結節点であり愛情の対象である皇室像やその皇族に囲まれた優しい天皇像は、象徴天皇制の一つの理念に近いものであった。（横田耕一『憲法と天皇制』岩波新書、一九九〇年、六五頁）

これは一九五〇年代の状況を指して述べられているのだが、「現在」をこそ引き写している言葉のようにも受けとめられる。

「天皇が国民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありように深く心し、国民に対する理解を深め」、昨年八月の「勅語」に対して、多くの世論調査で九割近くの「国民」が「生前退位」に賛意を示していた。こうした背景について、河西秀哉さんは「強い感情ではなく、緩やかな『尊敬』。おそらく、現代の政治家の振る舞いや社会全体の潮流とは異なる天皇・皇后の行動が、そうした感情を想起させているように思われる」と指摘している（河西秀哉「なぜ日本人はこれほどまでに天皇を『尊敬』しているのか」『現代ビジネス』二〇一七年六月一日 <http://gendaiismedia.jp/articles/-/51863?page=4>）。「こうした緩やかな『尊敬』と『好感』（河西、同書）、あたかも金森徳次郎さんの「片思い」的な言辞から、明仁天皇下での実質的な「相思相愛」へと進んでいるかのような。

だがこうした「相思相愛」は、またもや「法外」なものによってつづられ続けている。「公的行為」、明仁天皇が言うところ「象徴としての務め」がそれだ。

▼住友陽文@akisunitomo つまり、国民が求める象徴天皇としての姿に内実を与えているのは憲法外の行為に他ならず、そのことが「人間天皇」というイメージを拡張させて、天皇の自然人としての意思を天皇制の制度改革に割り込ませる役割を果たしている。象徴天皇たらんとすることが象徴天皇＝憲法的存在を逸脱させている。2017/5/22 11:58

こうしたパフォーマンスの「受け手」が受けとめている（求めている）のは「人間」としての天皇であり、そうであるばかりか、明仁天皇の側も「おことば」に自らの意見を反映させることを皇太子時代から行ってきた。「個人」としての「意志」「個性」の強調。

天皇の「個性」が問題になるのではないはずだ。「天皇制」というもの

こそを組上に乗せること。裕仁天皇の時代にあつては「天皇制」そのものが抑圧・弾圧機械であつたことの記憶が生きていた。明仁天皇の時代に入り「天皇制」そのものが見えなくなった。そこに立ち現われたのは「人間としての」天皇であつた。

▼住友陽文 @aksumitomo 逆に象徴天皇制の理想型に過剰に人間主義を期待するば（ママ）するほど、戦前の国体思想に近づいていってることを感じている。2016/8/9 12:20

爾臣民其レ克ク朕力意ヲ体セヨ

九割近くの「国民」が「生前退位」に賛意を示し、七割近くの「国民」が「ゆるやかな『尊敬』と『好感』」を示している現在の状況を「戦前の国体思想に近づいていっている」と見るか、あるいは「新しい国体」が、象徴天皇制下における「新しい統治／君民一如」がすでに立ち現われていると見るか。

▼西原博史 @hiroshi 共謀罪は治安維持法と一緒だという人がいる。でも、違うと思う。治安維持法では、思想が思想として弾圧された。共謀罪では、思想が、破廉恥な犯罪として弾圧される。そしてじきに、異質な思想が破廉恥な犯罪になる。形式的に民主的な時代の「非国民」識別メカニズム。騙されないようにせねば。2017/6/15 10:33

西原博史さんのこの指摘は、住友さんや河西さんが指摘する「新しい国体」の恐ろしさを端的に言い表しているようにも思える。つまり、治安維持法のように「国体ヲ変革シ（……）」という直接的な規定ではなく、「尊敬」「好感」を共有しない者、それに「批判」的である者を、「国民」一人ひとりの相互牽制、相互監視によって摘発すること、「破廉恥な犯罪」と化する

ることを帰結させるであろうからだ。

ここで「批判」という言葉を巡って様々な見解がツイッター上で飛び交っていたことを参照してみる。今井絵理子議員の「批判なき選挙、批判なき政治」というツイート（今井 @Eriko_jmai 2017/6/23 11:08）を機に始まったもので、「批判」という言葉が若者には「和を乱す」「人格否定」「ケチをつける」という意味で受取られているのではないか、との見解が広く共感を生んでいた。もし、ツイッター上での議論が広く一般性をもってしまっているのならば、すでに「批判」を許容し得ない「文化」が、同時代的にすでに生きられてしまっていることになる。

▼原武史 @haratechan 「国民」が11回、「人々」が6回出てくるように、「お言葉」は政府でなく国民に向けられている。国民が天皇個人の気持ちに共感し、生前退位を支持すればそれが「民意」となる。天皇が政府や議會をすつ飛ばして「民」との直接的な回路を開こうとするとところに危うさを感じないわけにはいかない。2016/8/11 20:05

それに抗するには「批判的思考」の復権は急務であるように思える。まずは明仁天皇が個人として表明した「私の気持ち」に対して、それを受け取る一人ひとりが個人として、人間として「共感」するのではなく、制度としての「天皇制」への問いとして「批判的に思考すること、そしてこうした「批判的思考」をそれぞれ「共感的に」語る方法を探すところから、だろうか。

目指せつくばで八〇〇〇人！——戦時下の現在を考える講座

加藤匡通

戦時下の現在を考える講座は主には茨城県南で、反天皇制・反戦を中心課題としている小さな小さな集まりである。二月に集会、八月に集会とデモの二つが年間活動の中心で、他に隔月で学習会を行っている。報告集や通信を出したいと思いつつも、そこまでは手が回っていない。集会と言っても集まって三〇人に届かない。デモの人数はさらに減る。かつて県内第二の都市だった土浦はシャッター商店街と化し、車で移動する人々のための郊外型店舗の並ぶつくばにも人の姿はない。誰も歩いていない街中を少数人数（最小記録は七名）でデモるのは地方の運動の醍醐味だ。東京と違って機動隊や公安もろくに出て来ないから、デモを見る人は本当に少ないのだ。

動き出したのは一二年からで、その前はこの文章を書いている加藤が「戦時下の現在を考える講座（仮）」という名前で〇七年から〇九年にかけて学習会を行っていた。「戦時下」はイラク戦争以降のことを指している。茨城に移って何の基盤もなく適当に始めたので参加者は一人二人。誰も来ない会場で読書に勤しんでいたことも度々だ。この時は茨城での労組の活動が忙しくなり自然消滅した。で、そのアンダークラスの労働運動を通じて人が集まり階級意識を形成していく中に3・11が起きる。県南の被害は比較的軽かったこともあり、

反原発運動を軸に再編されていく。その中で、しばらく後に戦時下の現在を考える講座に集うことになる私たちは、ナシヨナリズムも高揚し（運動の中ですら、いや、運動の中でこそ）、人々に浸透するのを見ることがになった。これはまずいと思った数名で議論しながら、その年の秋に反原発デモへの弾圧に対して「緊急報告・討論会 9・11反原発デモ弾圧 なぜ反原発デモは弾圧されるのか？」を「生存のための科学・茨城」と言うこれも小さなグループと共催した（実は同じメンバー）のが新規巻き直しの一回目。一年目の3・11には当たり前のように黙祷するつくばの脱原発集会の脇で黙祷反対のピラ撒きを有志で行い、一二年の八月に「ナシヨナリズムを考える八月」と言う集会を行い、以降二月と八月に集会を行うことになる。

茨城に反戦を正面から掲げた運動体はいくつもあるが、反天皇制を掲げて現在活動中の運動体は多分私たちだけだ。前回Xデーを闘った運動体はほぼ解体している。個別の彼らと私たちは、今まさに出会っている真つ最中だ。動き出した当初は集会参加者から「天皇の話はまだ早い」と言われて愕然としたが（発言者は天皇制に反対と言いながら、である）、最近はやれなくなった。これは私たちの取り組みの成果ではなく、天皇側からのXデー攻撃の結果だろう。参加者の中には必ずし

も天皇制に反対ではない人もいて、さらにはまだ意見の定まっていない人が文字通り学習しに来ている場合もある。それは反天皇制と言う思想をあらためて問い直されることでもあり、様々な考えの人たちと、どうすれば共に戦うことができるのか、味方を、仲間をどう作るのかを問われることでもある。前回Xデー闘争の担い手だった人々と、天皇制への態度をどうするか現在検討中の人が出会う場なんてそうそうないだろう。

去年一年はつくばで行われたサミット会合に反対する「G7・茨城つくばサミットを問う会」として動き、弾圧まで受けてしまい二月も八月も休んでしまった。一九年には茨城国体があるけど、再開する時はアキヒトの年齢を考えればXデー対応を軸に考えようと相談していたら、向こうに先を越された。国体も代替わりも私たちだけでは荷が重い。サミットの時にも様々な人やグループと連携して動きを作ろうとしたがうまく出来なかった。今度こそ何とかしたい。私たちだけで出来ることはそんなに多くない。もう二〇人でデモとか飽きたのだ！ 人口の四パーセントは天皇制に反対だそうなのでつくばだと二〇万人だから八〇〇〇人だ。目指せ八〇〇〇人！（この前も書いたけど、気に入ってるんですよ。）

一二年に再始動した時、私たちは全員四〇代だったが、もう五〇になった者もいる。かく言う当人が来年五〇だ。地域の労働運動では「若い」と言われ続けているのだが、四〇代を若いなんて言っている運動に未来なんてない。国体や代替わりに向けての運動の中から私たちより若い世代が出てくることを願っている。



『象徴天皇制の成立——昭和天皇と宮中の「葛藤」』

国富建治（反「改憲」運動通信）

象徴天皇制の変容

昨年八月のビデオメッセージを通した天皇明仁の強い意志による「生前退位」の実現は、あらためて戦後の象徴天皇制について、どのように規定すべきかという問題を私たちに提示している。

もちろん天皇が個人の意思で政治を動かしたのは戦後にあっても、これが初めてではない。戦後憲法の下で「この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」（第4条）とされた昭和天皇裕仁は、「沖繩メッセージ」（一九四七年）などの意思表示において、きわめて重要な政治的役割を果たした。これらの事実に関し、私たちは主に豊下楯彦の『安保条約の成立——吉田外交と天皇外交』（岩波新書、一九九六年）や『昭和天皇——マッカーサー会見』（岩波現代文庫、二〇〇八年）によって、知ることとなった。

そして最初に書いた「第二の玉音放送」というべき「戦前退位」メッセージと、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の成立である。昭和天皇に比べて「新憲法」の下での「象徴天皇」の役割を果たすことに忠実であると考えられてきた明仁が、自らの意思を新しい法律にまで実現（しかも共産党までふくんだ事実上の全会一致によって）していったことは、私たちにとって衝撃であった。

戦後の象徴天皇制がどのような国際的・国内的政治の枠組みにおいて形成され、変容してきたのか、戦後の裕仁天皇と明仁天皇の下で、それがどのように変わり、新しい「代替わり」と「特例法」

体制の下で、またどのような展開をみせようとしているのか。こうしたことを考える上で読んでいただきたいのがここで取り上げる茶谷誠一著「象徴天皇制の成立——昭和天皇と宮中の『葛藤』」（NHK出版）である。

余りにも甘すぎる「平成」評価

著者の茶谷は一九七一年生まれの比較的「若手」の研究者で『昭和戦前期の宮中勢力と政治』、『昭和天皇側近たちの戦争』、『牧野伸顕』（以上、いずれも吉川弘文館）、『宮中から見た日本近代史』（ちくま新書）などの著書がある。あらかじめ言っておくと、本書は、米軍占領期から、戦犯法廷、新憲法とサンフランシスコ講和条約・日米安保条約（第一次）に至るまでの米占領軍と日本政府、そして昭和天皇を中心にした宮中勢力、そして占領軍自身のマッカーサー司令部とGS（民政局）という三者ないし四者のせめぎ合いを軸に、戦後の天皇制が、「象徴天皇制」としてどのように形成され、変容しながら展開していったのか、という過程をきわめて詳細に描き出している。そして、このせめぎ合いを通じて戦後憲法の下での「象徴天皇制」の機能が具体化していくプロセスが丁寧な資料の解説を通じて読み取ることができる。

したがって「昭和天皇」と「平成天皇」との間での「象徴」機能の変化などについては、直接に踏み込んでいくわけではない。なお著者は「国民主権」を明記した戦後の日本国憲法は国家形態的に言えば「共和制」国家に属すると分類している。

憲法学者の榎原猛の説を支持する著者は、日本国憲法は「国民主権」を明記している点で国制上は「共和制国家」であり、その上で「象徴」としての天皇が国政上の権限を有していないという点で、「象徴君主保持国会制の間接民主国」という規定をしている。この点は、国王が国政に関して聞く権利を有するイギリスなどの「立憲君主制」ではない、というのが著者の規定である。

しかし昭和天皇はこうした「立憲君主制」ではない日本国憲法での「象徴規定」について最後まで理解することはなかったし、歴代自民党政権も「象徴天皇制についてイギリス流立憲君主制を含む広義の『議会的君主制』と解釈し、天皇を『国家元首』として位置づけ、政治外交問題の内奏も継続されていく」と述べる。

一方、現在の天皇についてはどうか。茶谷の立場は「君主制の社会的機能」を代表する皇室の慈恵主義において、昭和天皇時代には戦前からの伝統の継統として「上から」の仁慈の施しという側面が強いのに対し、明仁天皇の平成流では、「国民」とのより「対等」な視線での思いやりの施しという面がにじみでてくるようになる」との積極評価になる。

こうした本書の「平成天皇制」評価については、同意できないが、戦後天皇制の在り方の歴史的変遷と今後について論議する上で、役に立つ著作であることは確かだ。

（NHK出版、一六〇〇円）

太田昌国の夢は夜ひらく86

みたび

「現在は二〇年前の過去の裡にある」「過去は現在と重なっている」



今からちょうど二〇年前の一九九七年一二月、一冊の「歴史書」が刊行された。『歴史教科書への疑問』という（展転社）。編者は「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」と名乗った。煩を厭わず、目次を掲げておきたい。はじめに（中川昭一）／1 検定教科書の現状と問題点（高橋史朗、遠藤昭雄、高塩至）／2 教科書作成の問題点と採択の現状について（高塩至、丁子淳、漆原利男、長谷川潤）／3 いわゆる従軍慰安婦問題とその経緯（平林博、虎島和夫、武部勤、西岡力、東良信）／4 「慰安婦記述」をめぐる（吉見義明、藤岡信勝）／5 韓両国にとつての真のパートナー・シッブとは何か（呉善花）／6 河野官房長官談話に至る背景（石原信雄）／7 歴史教科書はいかに書かれるべきか（坂本多加雄）／8 我が国の戦後処理と慰安婦問題（鶴岡公二）／9 なぜ「官房長官談話」を発表したか（河野洋平）

えられず、論理としても倫理としても明らかに破綻した文章が「堂々と」掲載されているという意味である。右翼言論のあまりの劣化ぶりを「慨嘆」しながら、それでいてかつてない勢力を誇示しながらそれが露出しつつあることの「不気味さ」を、天野恵一と語り合った記憶が蘇える。この「歴史書」の執筆者には、それらの雑誌で馴染みの名も散見されるとはいえ、そうでもない名も多かった。右派言論界の「厚み」を感じたものである。「若手議員の会」なるものの発足の経緯にも触れておこう。これは「一九九七年二月二十七日、中学校歴史教科書に従軍慰安婦の記述が載ることに疑問をもつ戦後世代を中心とした若手議員が集まり、日本の前途について考え、かつ、健全な青少年育成のため、歴史教育のあり方について真剣に研究・検討すると共に国民的議論を起し、行動することとを目的として設立」された。一九九七年に先立つ前史を振り返れば、彼らもつた「危機意識」が「理解」できる。以下、年表風に記述してみる。一九九一年元日本軍「慰安婦」金学順さん、その被害に関して日本政府を提訴。

問題での強制性を認め、謝罪。／細川護熙首相「先の戦争は侵略戦争」と発言。
一九九四年 全社の高校日本史教科書に「従軍慰安婦」が記述される。
一九九五年 村山富市首相、侵略と植民地支配を謝罪する戦後五〇年談話発表。
これが、一九九〇年代前半の一連の動きだが、これに危機感をもつた「若手議員の会」の役員構成は次のようなものだった。代表 中川昭一／座長 自見庄三郎／幹事長 衛藤晟一／事務局 長 安倍晋三。そして、衆議院議員八四名、参議院議員二三名で発足した。中川と安倍は自他ともに許す「盟友」だったが、両者の動きは二〇〇一年一月に顕著なものとなった。NHKの「戦争をどう裁くか」第二回「問われる戦時性暴力」の内容を、なぜか事前に知った中川・安倍の両議員がNHK幹部に圧力をかけて番組内容を改変させたからである。NHK側の当事者であった永田浩三の「NHK、鉄の沈黙はだれのために」（柏書房、二〇一〇年）などを読むと、NHK幹部は「歴史教科書への疑問」をかざして、この連中が圧力をかけてきているといいながら右往左往していた様子が描かれている。
一九九七年には、日本会議と『北朝鮮による拉致被害者家族連絡会』が結成されている。振り返ってみて、この年が、日本社会の「現在」を作る原点的な意味を持つことが知れよう。最後に、「若手議員の会」の役員以外の主なメンバーを一瞥しておこう。下村博文、菅義偉、高市早苗、中山成彬、平沢勝栄、森田健作、八代英太などの名前が見える。森田は、もちろん、現千葉県知事である。何よりも冒頭のふたりの名前に注目すれば、「現在は二〇年前の過去の裡にあり」「過去は現在と重なっている」ことがわかる。（7月1日記）

〈安倍改憲〉と天皇退位・即位イベントの二重化

— 〈壊憲天皇明仁〉 その11

天野 恵一



安倍政権（首相）は、五月三日の『読売新聞』で新しい改憲プランをぶち上げている。国会論議でそれを「よく読んでくれ」と、平然と嘯いたインタビュ記事にはこうある。

「改正案にこだわるべきではない。（衆参両院で）三分の二の賛成を得て、かつ国民投票で過半の賛成を得なければならぬ中、党として責任を果たしていくことを考えるべきだ。九条一項、二項をそのまま残し、そして自衛隊の存在を記述する。どのように記述するかを議論してもらいたい。自民党は（衆参両院の）憲法審査会で積極的な役割を果たす考えだ。速やかに党の改正案を提出できるよう党内の検討を急がせたい」（傍線引用者）。

これは、自民党の「日本国憲法改正草案」の、九条改憲案とは、まったく別の「改悪」提案だ。「草案」の方は、二項の「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国家の交戦権は、これを認めない」を「国防軍を保持する」と、軍隊保持を明記する方向へ書き換えるプランであり、三項にプラスされるのは、この「軍」の「活動」に関する規定である。

とにかく、スピーディに改憲する、そのためにはまず「自衛隊」の合憲化を明記。「教育の無償化」も入られて「二〇二〇年施行」を目指すという方針。これなら、国会の発議はもちろん、国民投票の過半数もうまくいく、そういう動機が読める。

もちろん、この間、改憲の突破口にしようとしていた「緊急事態条項の創設」というプランの方も、後退してしまっただけではない。「自衛隊合憲化」を押し

出した「緊急事態」の主旨と考えている自衛隊の問題も重ねて「論議してほしい」と答えている。「北朝鮮のロケット発射騒ぎ」を利用した、危機煽りにつとめているこの政権は、この危機ムードに便乗して、九条から正面突破の改憲という方向を大きく打ち出したのだ。

米軍とともに自衛隊はどう動くべきか、というムードが社会を包囲しているかに見える。（軍隊の否定・日米軍事同盟の拒否）という私たちの運動原則が、まったくリアリティを失ってしまっているかの状況に抗して、私もメンバーの「反安保実行委」は、「自衛隊・安保問題はどこへいってしまっただのか」と題する小さな討論集会を六月一七日にもった。五人の問題提起者のうちの一人だった私は、この安倍改憲新プランの問題をもふまえて話した。安倍プランは、「日本会議」のメンバーでもある「日本政策研究センター」代表の伊藤哲夫の論文「『三分の二』獲得後の改憲戦略」（明日の選択「九月号」）であることは、メディアにも流れていた。

伊藤は、そこで「第九条そのものの改正には依然反対」の公明党と、教育の無償化を中心に置いている日本維新の会を抱き込んで、国会内「三分の二」を急げと強調し、「護憲派陣営への反転攻勢」「分裂」を誘う切り崩しという「戦略」を提示している。「民進党」までは巻き込もうというわけである。「改憲はまず加憲から」で、改憲派の大同団結（「護憲派切り崩し」プラン）である。

「……例えば全文に『国家の存立を全力をもって確保し』といった言葉を補うこと、憲法九条に3項を加

え、『但し前項の規定は確立された国際法に基づく自衛のための実力の保持を否定するものではない』といった規定を入れること。更には独立章を新たに設け、緊急事態における政府の行動を根拠づけるいわゆる『緊急事態条項』を加えること、そして憲法十三条と二十四条を補完する『家族保護規定』を設けること、等々だといっている。現行の憲法はそれ自体は否定せずただそれを補う、という形をとることにより、憲法の平和、人権、民主主義の基礎を一層確かなものにするという発想だ」（傍線引用者）。

（平和・人権・民主主義）原則の全面破壊を、一見はそうと思えない文章の「補い」（加憲）で果そうという戦略である。安倍の発言は、伊藤のいう『家族保護規定』を補うというプランについては、まったく触れていない（その点で右翼「復古調」のイメージはダウン）。

安倍は、自分が首相で改憲するというプログラムで強引に動き出している。来年十二月の衆院選と憲法「国民投票」の同時実施などという安倍スケジュールすらマスコミに流された。改憲のゴールは、巨大ナショナリズムイベント（新天皇の開会宣言「日の丸」「君が代」）の「東京オリンピック」である。

アキヒト天皇の立憲主義破壊のヘゲモニーで、安倍政権の協力の下、つくりだされた「退位法」による「生前退位」と新天皇即位・新天皇元号（天皇陛下万歳セレモノー潰け）といった（天皇政治）と（安倍改憲）政治が二重化した長い状況が現出する。新天皇万歳改憲万歳新ニッポン万歳という、天皇制ナショナリズム潰けの時間。アキヒト天皇在位三〇年祝賀や明治一五〇年祭イベントもあるだろう。おまけに、安倍改憲の内実は、やはり単純な右翼復古調ではない。この時間を、どう闘うか。護憲派の象徴天皇制批判抜きに安倍改憲反対運動に、運動的なりアリティがあるのか。

皇太子即位

6月1日～6月30日

【6月1日】
明仁、美智子◆東京都目黒区の日本民芸館を訪れ、開催中の展覧会「江戸期の民芸暮らしに息づく美」を鑑賞。

徳仁◆東京都渋谷区の新国立劇場を訪れ、ドイツの作曲家ワーグナー作のオペラ「ジークフリート」を鑑賞。

紀子◆茶の水女子大の人間発達教育科学研究所の特別招聘研究員に就任される。

眞子◆経由地のシンガポールを出発し、空路でプータンのパロ空港に到着。

【生前退位】◆明仁の退位を実現する特例法案が衆議院運営委員会で、自民、民進、公明、共産、日本維新の会、社民各党の全会一致により可決される。皇族減少対策の一環として「女性宮家」創設の検討を政府に求める付帯決議を採択。自由党が採決前に退席。／共産党が、明仁の退位を実現する政府の特例法案の修正案を、衆議院運営委員会の理事会で提出。／明仁の退位を実現する特例法案を審議して採決した衆議院運営委員会に、与野党議員らが上着やネクタイを着用するなどして臨む。衆参両院は5月1日から9月30日まで、夏の軽装「クールビズ」を実施中だが、「天皇陛下に関わる極めて重要な法案（閣僚経験者）だけに自粛したようだと報道。

【6月2日】
眞子◆プータンの首都ティンプーで、国王執務室や行政機関、僧院が集まる建物「タシチョゾン」で歓迎行事に臨み、ジグメ・ケサル・ナムゲル・ワンチュク国王夫妻と面会。

【生前退位】◆明仁の退位を実現する特例法案が衆議院本会議で自民、民進、公明、共産、日本維新の会、社民各党などの賛成多数により可決される。民進党の枝野幸男・前幹事長が棄権、無所属の亀井静香・元金融担当相らが反対。自由党が棄権。

改憲◆政府が閣議で、憲法9条に自衛隊を明記する安倍晋三首相の改憲案を防衛省の河野克俊・統合幕僚長が「ありがたい」と歓迎した発言について「全く問題ない」とする答弁書を決定。

【6月3日】
眞子◆プータンの首都ティンプーにある国立弓技場で、プータンの国技である弓技の試合を鑑賞。

日比合同訓練◆日本の海上保安庁とフィリピン沿岸警備隊が、南部ミンダナオ島の最大都市ダバオの沖合で海賊対策の合同訓練を実施。

【6月4日】
眞子◆プータンの首都ティンプーで開催された「花の博覧会」に出席し、ワンチュク国王夫妻らと会場を見て回る。

【6月5日】
徳仁、雅子◆宮内庁が、雅子に微熱と急性心臓炎の症状があると、徳仁

が9日から予定している石川県訪問に同伴しないと発表。徳仁は予定通り訪問すると報道。

眞子◆プータンの西部パロで、プータンの農業の発展に貢献した故西岡京治（1933～92年）の功績を紹介する「西岡ミュージアム」を訪問。

東京五輪費用◆東京都が、2020年東京五輪・パラリンピックで都が負担する都外会場の仮設整備費や賃借料などの総額が現時点で約550億円に上るとの試算を示す。

【6月6日】
天皇、皇族◆故寛仁が死去してから5年の命日に当たり、東京都文京区の豊島岡墓地で五年式年祭「墓所祭」が営まれる。

明仁、美智子◆公式訪問中のベトナムのグエン・スアン・フック首相夫妻を皇居・御所に招き、懇談。／東京都千代田区の国立劇場を訪れ、日本を代表する琵琶など伝統芸能の演奏者による公演を鑑賞。

眞子◆プータンの西部パロで、標高約三〇〇メートルの断崖絶壁に立つ、チベット仏教信仰の聖地タクツァン僧院を訪れる。

辺野古弾圧◆米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古移設などへの抗議活動に伴い長期勾留された沖縄平和運動センターの山城博治議長が、15日の国連人権理事会演説で、日本政府が沖縄の反基地運動に強い圧力をかけ「集会や表現の自由に大きな制約が加えられている」と訴えると明らかに。

【6月7日】
明仁、美智子◆東京・上野の国立科学博物館を訪れ、開催中の特別展「大英自然史博物館展」を鑑賞。

秋篠宮◆大阪市の大阪市立大を訪れ、総裁を務める日本植物園協会の大会に臨席。

眞子◆プータンでの全日程を終え、パロ空港を出発、帰国の途に就く。

【生前退位】◆明仁の退位を実現する特例法案について参院特別委員会が全会一致により可決。衆院と同じ文言の「女性宮家」創設検討を政府に求める付帯決議を採択。自由党が採決前に退席。参院特別委員会の委員会に続き夏の軽装「クールビズ」着用が自粛され、委員らが上着やネクタイを着用するなどして臨む。

皇位継承◆明仁の退位を実現する特例法案について参院特別委員会での質疑で、菅義偉・官房長官が皇位継承の在り方について「男系男子というものである」と、そこはしっかり引き継いでいきたい。女性天皇の是非を問われ「男系継承が古来、例外なく維持されている重みを踏まえ、引き続き検討する」。戦後に皇籍離脱した「旧宮家（旧皇族）」の復帰について「それを含めて皇室制度に関して各種の議論がある。これまでの経緯を検証するなど検討を行っている」。

【上皇】◆明仁の退位を実現する特例法案について参院特別委員会での質疑で、菅義偉・官房長官が、退位して「上皇」となった後の明仁の活動を巡り「新たなお立場を踏まえ、宮内庁で十分な検討を行い、個別に相談を申し上げる」。上皇の葬儀「大喪の礼」の在り方について、昭和

天皇の「大喪の礼」が閣議決定された経緯に触れ、「国民意識」などを勘案して決める方針を明らかに。

【6月8日】

天皇、皇族◆明仁のいとこに当たる故桂宮宜仁が死去してから3年の命日で、東京都文京区の豊島岡墓地で三年式年祭「墓所祭」が営まれる。

眞子◆羽田空港着の民間機で帰国。帰国後、皇居・賢所を訪れ参拝。外国訪問を報告。

【生前退位】◆宮内庁の山本信一郎長官が記者会見で、明仁の退位を実現する特例法が9日の参院本会議で可決、成立する見通しに触れ「円滑に代替わりが実施されるよう、関係機関と（連携を）密にしながら準備を進めていきたい」。退位後に「上皇」となる明仁を巡り、国事行為や象徴としての活動は全て新天皇に譲るという従来の説明を繰り返し「陛下や皇太子さま、秋篠宮さまの意思が大切。その気持ちにかなうように支えていきたい」。

皇位継承◆菅義偉・官房長官が記者会見で、男系男子に限っている皇位継承を女性や女系の皇族に拡大する是非について「男系継承が古来、例外なく維持された重みを踏まえて検討したい」。

【天皇制】◆衆院憲法審査会で、各党が「天皇制」をテーマに議論。自民党が、国家および国民統合の象徴としての地位を「元首」と定義した上で、憲法に天皇を元首と位置付けることも改憲議論の対象になり得るとの認識を示す。「国旗」や「国歌」、元号を憲法に明記する可能性に触れ

る。自民党の根本匠委員が東日本大震災の被災地訪問など、天皇の「公的行為」について「憲法上、明確に位置付けるべきだ。「日章旗」と「君が代」は「国旗」、「国歌」として「国民」に広く定着していると訴える。民進党が、天皇の元首化について必要ないとして反対。明仁の退位を実現する特例法案に関連し、「女性宮家」創設へ皇室典範を「改正」すべきだと主張。

男系男子に限っている皇位継承を、女性や女系の皇族に拡大する是非について「国民的議論」を喚起する必要があると強調。日本維新の会の足立康史委員が、天皇に関する憲法1〜8条を「改正」する必要はないと主張。公明党の北側一雄議員が、安定的な皇位継承策に関し「拙速な議論を慎むべきだ。共産党の赤嶺政賢議員が、天皇の元首化に関し「国民主権の原則に相いれない」。社民党の照屋寛徳議員が天皇の「公的行為」の憲法明記に異論を唱える。

【9月6日】

明仁、美智子、眞子◆眞子が、明仁、美智子に帰国のあいさつをするため、皇居・御所を訪問。半蔵門から車で皇居に入る。明仁、徳仁◆明仁の退位を実現する特例法の成立について、宮内庁が、明仁本人には宮殿で側近が報告したと明らかに。成立から間もなく、外国大使の信任状奉呈式のために皇居・宮殿にいた明仁に伝えたとという報道。宮内庁東宮職のトップ小田野展文・東宮大夫が定例記者会見で、法の成立が、明仁が公務のため金沢市へ出発する直前だったため、特に伝え

ていない。

明仁、秋篠宮◆明仁が、会計検査院の河戸光彦院長や人事院の一宮なほみ総裁らを皇居・宮殿の小食堂「連翠」に招き、昼食を共にして懇談。秋篠宮や宮内庁の山本信一郎長官、河相周夫・特使長らが出席し、公正取引委員会の杉本相行・委員長、原子力規制委員会の田中俊一・委員長らも招待される。

徳仁、雅子◆徳仁が、金沢市で開かれる第28回全国「みどりの愛護」のつどいの式典出席などのため、JR東京駅から北陸新幹線を利用して石川県入り。雅子は5月下旬から風邪の症状が続いているため、出席を見送ったと報道。

【生前退位】◆明仁の退位を実現する特例法が成立。参院本会議で全会一致により法案を可決。自由党が棄権。投票総数235、賛成235、反対0だったと報道。安倍晋三首相が官邸で記者団に「国家の基本や長い歴史、未来に関わる重要な課題だと実感した。遺漏なきようしっかりと施行に向けて準備を進めていく。／明仁の退位を実現する特例法が成立したのを受け、2020年東京五輪・パラリンピック組織委員会の森喜朗会長が新元号で迎える3年後の大会に向け、新国立競技場での開会式に「上皇」、新天皇、皇位継承順一位の「皇嗣」（秋篠宮）の三人一家がそろって列席することに期待感を示し「世界から見ても皇室ファミリーがそろってご参加いただければ日本の価値がより高まり、新しい時代に入ったと印象を持たれるだろう」。19年はラグビーW杯

も日本で開催されるとして「日本は核家族の時代に入って久しいが、長い歴史を継承してきた家族社会も必要。だから皇室ファミリーで五輪やラグビーのW杯も出席していただければこの上もない喜びでしょう。古き良き伝統を見直す転機になるのではないかと思う」。

【6月10日】

徳仁◆金沢市の本多の森ホールを訪れ、第28回全国「みどりの愛護」のつどいの式典に出席。金沢城公園を視察。白山市の「千代女の里俳句館」を訪れる。羽田着の民間機で帰京。

紀子、佳子◆東京都渋谷区の東京体育館を訪れ、障害者や健常者が一緒にダンスや音楽を楽しむ「ドレミファダンスコンサート」を鑑賞。鑑賞後、参加者と懇談。

【6月12日】

天皇、皇族◆明仁、美智子が、長谷川昭・東北大名誉教授ら日本学士院賞の受賞者を皇居・宮殿に招き、懇談。徳仁や秋篠宮、紀子が同席。

明仁、美智子◆東京・上野の日本学士院会館で開かれた日本学士院賞の授賞式に臨席。皇居・宮殿に受賞者を招き、懇談。

【生前退位】◆明仁の退位を実現する特例法成立を受けて、京都市の門川大作市長が定例記者会見で、明仁、美智子が退位後、京都にできるだけ長く滞在してほしいと多くの市民が思っているとし「具体的に何ができるのか調査、議論し、国に早期に要望したい」。「皇室の方の京都への転居、宮中行事の復活などに取り組んでいきたい」。

【6月13日】

徳仁◆15日からのデンマーク訪問を前に、東宮御所で記者会見。象徴天皇の役割をどう引き継ぐかについて「これまで陛下より引き継いだ公務も含め、それぞれの務めに全身全霊で取り組んでいきたい。明仁の退位を実現する特例法を巡る質問に「制度面の事項については、言及することは控えたい」。明仁の前年8月のビデオメッセージについて改めて「陛下のお考えを真摯に重く受け止めている」。「国際親善」のための外国訪問について「皇室の役割の一つとして極めて重要だ」。太平洋戦争の犠牲者への「慰霊の旅」に触れ「両陛下のお気持ちに思いを致しながら、これからの外国訪問に真摯に取り組んでいきたい」。即位後、自身も「慰霊目的」で外国訪問をするかについて「今の立場で申し上げることは差し控えたい」。

【生前退位】◆政府が閣議で、明仁の退位を実現する特例法を公布することを決定。
 【6月14日】
 天皇、皇族◆明仁、美智子が東京都文京区の豊島岡墓地を訪れ、明仁のいとこで、2012年6月に死亡した寛仁の墓を参拝。

【生前退位】◆荒井正吾・奈良県知事が記者会見で、明仁、美智子の退位後の住まいについて「奈良に離宮を」という気持ちはある。心身を休める場という意味で貢献できるチャンスがあれば」と述べ、アイデア段階としながらも検討していることを明らかに。／全国カレンダー出版協同組合連合会が、明仁の退位を実現す

る特例法成立を受け、新元号などを政府が2018年1月までに決定しなければ19年のカレンダー印刷に間に合わない」と訴える。宮崎安弘会長が記者会見し「1カ月遅れるごとに人件費などがかさみ数十億円の見込まれる。早期にお願いしたい」。新元号のほか、現在は祝日となっている明仁の誕生日（12月23日）や即位する徳仁の誕生日（2月23日）の名称や扱いが決まらなければ印刷を開始できない状況が続くというと報道。

【6月15日】

徳仁◆外交関係樹立150周年に当たりデンマークを訪問するため、政府専用機で羽田空港を出発し、コペンハーゲン国際空港に到着。フレデリック皇太子夫妻の出迎えを受ける。
 【生前退位】◆明仁の退位を実現する特例法成立を受けて、京都市の政治団体・地域政党京都党が、退位後に陛下の京都移住を求める署名が約1万700筆集まったと明らかに。

皇室制度◆超党派の保守系議員でつくる「日本会議国会議員懇談会」が、皇室制度を巡る勉強会を国会内で開き、皇族数の減少対策として旧宮家の皇籍復帰や、旧宮家を含めた男系男子を現存する宮家の養子とする方策の可能性について議論。
 共謀罪◆犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「テロ等準備罪」を新設する「改正」組織犯罪処罰法が参院本会議で成立。
 【6月16日】
 明仁、美智子◆東京都港区の東京ローン

テニスクラブで、友人らとテニスをする。
 徳仁◆デンマークの首都コペンハーゲンにあるアマリエンボー宮殿博物館で、外交関係樹立150周年記念行事の「王室における日本」展の開会式に出席。紛争や災害支援などで同国から海外に派遣された職員や兵士らにたたえる「デンマーク国際貢献顕彰碑」を訪れ、供花。これに先立ち、東日本大震災の被災地に派遣された同国職員らと会い、支援に謝意を伝える。

秋篠宮、紀子◆宮内庁が、秋篠宮、紀子が9月下旬〜10月上旬に、南米チリを「公式訪問」する方向で検討を進めていると発表。

【生前退位】◆政府が、明仁の退位を実現する特例法を公布。菅義偉・官房長官が記者会見で「円滑な退位が遅滞なく実施できるように最善を尽くしたい」。新元号の選定作業について「改元による影響と同時に国民生活への影響を考慮しつつ、適切に対応すべきだ」。選定作業に際し、透明性を確保するかどうかに関して「憲政史上、初の退位であり、現段階で具体的なことを示すのは困難だ」。

【6月17日】
 徳仁◆デンマークの首都コペンハーゲンにある王立演劇場で、同国のフレデリック皇太子夫妻と共に邦楽コンサートを鑑賞。

【6月18日】
 徳仁◆デンマークの首都コペンハーゲンで、運河沿いの遊歩道を散歩。コペンハーゲン郊外のフレードンスボー宮殿で、女

王マルグレート2世とフレデリック皇太子夫妻と共に昼食。「両国間の友好関係がさらに深まることを期待しています」という明仁、美智子のメッセージを女王に伝える。
 女性宮家◆共同通信社が17、18両日に実施した全国電話世論調査によると、皇族減少対策として、女性皇族が結婚後も皇室にとどまる女性宮家について「創設すべきだ」は63・8%、「必要はない」が24・7%だったと報道。

【6月19日】

天皇、皇族◆明仁、美智子が、作曲家の柳憲ら日本芸術院賞の受賞者を皇居・宮殿に招き、懇談。秋篠宮、紀子が同席。
 明仁、美智子◆東京・上野の日本芸術院会館で開かれた日本芸術院賞の授賞式に出席。受賞者らを皇居・宮殿に招き懇談。
 徳仁◆デンマークの首都コペンハーゲン近郊の日本大使公邸で、文化や経済などを通じて日本にゆかりのあるデンマーク人や在留邦人らと懇談。コペンハーゲンの西にある童話作家アンデルセンの生地、オーデンセ市で市長主催の昼食会に出席。これに先立ち、アンデルセン博物館を見学。知的障害者や難民が学ぶ北フュン国民高等学校を視察。コペンハーゲンの西にある三菱重工業と現地企業との合弁会社の工場を訪れ、世界最大の洋上風車の製造過程を視察。

眞子◆宮内庁を通じて、ブータン訪問を終えた感想を発表。
 【生前退位】◆明仁の退位を実現する特例法成立を受けて、京都府や京都市などで

つくる「京都の未来を考える懇話会」が、退位後の陛下の京都長期滞在や、園遊会など皇室行事の京都開催の可能性を探るため、会合を京都市で開く。

【6月20日】

徳仁◆デンマークの首都コペンハーゲンのアマリエンボー宮殿で、フレデリック皇太子夫妻と共に夕食。再生可能エネルギー先進国である同国の取り組みを国外に発信する拠点「ステート・オブ・グリーン」を視察。フレデリック皇太子の案内で施設内を見学。皇太子妃と共に船に乗り、コペンハーゲン湾を巡る。訪問の全日程を終え、コペンハーゲン国際空港から政府専用機で出発、帰国の途に着く。帰国する前に、ラスムセン首相と会見。

眞子婚約◆宮内庁が、眞子と、国際基督教大の同級生で、法律事務所勤務の男性との婚約内定を、7月8日に発表することを決める。

【6月21日】



ジェンダーと天皇制 女天研学習会&討論集会

「女性と天皇制研究会」（以下「女天研」）では、天皇の代替わりをにらんで二〇一六年二月から「ジェンダーと天皇制」をテーマに連続講座を六回行いました（同講座の記録は「ふえみん」に掲載）。

明仁◆訪日しているギニアのコンデ大統領を皇居・御所に招き、会見。

徳仁◆羽田空港着の政府専用機で帰国。帰国後、デンマーク訪問について「両国間の長きにわたる友好親善関係が深く根付き、さらには、発展していることを目の当たりにし、うれしく思った」との感想を発表。訪問中に海運博物館などを視察したことに触れ、自身がライフワークとする「水」問題の国際的な課題に「今後の行動を通じてどのように貢献できるかということについて考えさせられる良い機会にもなった」と表明。

学習指導要領◆文部科学省が、2020年度以降に実施される小中学校の次期学習指導要領の解説書を公表。社会で中学校で憲法「改正」の具体的な手続きに初めて触れるとともに、小中で「領土」の指導を詳述し、小学校で自衛隊の役割に「国の平和と安全を守る」と記載したと報道。

そこで、学習会&討論集会を企画しました。

六月十七日、ジェンダーと女性学関係の学会が開かれた関係で、参加者が限られてしまいました。二〇人ほどの参加者でしたが、午後の時間をいっぱい使い、かなり突っ込んだ議論が行われました。天皇の退位に関する「特例法」が成立し、現実味を帯びてきた「女性宮家」「女性天皇」という課題への取り組みにつながる討論集会となりました。以下報告です。

共謀罪◆犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「テロ等準備罪」を新設する「改正」組織犯罪処罰法が公布される。7月11日の施行が決まる。

【6月22日】
天皇、皇族◆明仁、美智子が皇居・東御苑にある音楽ホール「桃華楽堂」を訪れ、宮内庁楽部による洋楽の演奏会を鑑賞。徳仁、雅子や、故寛仁の妻信子、故高円宮の妻久子が同席。

【6月23日】
明仁、美智子、徳仁◆沖繩慰霊の日で、皇居・御所で黙とう。宮内庁によると、徳仁がデンマークからの帰国を報告するため、御所を訪れた際、正午にそろって沖繩の方向を向き、黙礼。テレビで追悼の様子を視聴。昼食時に沖繩のドーナツ「サーターアングギー」も出たという報道。

女性皇族◆宮内庁が、故高円宮の妻久子と、三女絢子、故寛仁の長女彬子が、7

月にそれぞれ「私的」に外国を訪問すると発表。

【6月24日】

明仁、美智子◆東京・目白の学習院創立百周年記念会館を訪れ、チェロ奏者笹沼樹のコンサートを鑑賞。

【6月26日】

明仁、美智子◆静養のためとして、神奈川県葉山町にある葉山御用邸に入る。これに先立ち、美智子が東京・渋谷のDunkanura オーチャードホールを訪れ、小児がんの子どもや家族らを支援するチャリティコンサート「生きる2017」を鑑賞。

徳仁◆東京都八王子市にある武蔵陵墓地を訪れ、昭和天皇の武蔵野陵と香淳皇后の武蔵野東陵をそれぞれ参拝。デンマークを訪問したことを報告。

【6月29日】

明仁、美智子◆静養先の神奈川県葉山町の葉山御用邸から帰京。

の？」と題する学習会。講師は桜井大子さん。大子さんは、「女性宮家」とはどういう問題なのか、という説明から始めます。天皇一家には「皇位継承者」が、皇太子・皇太子弟・その息子と事実上三人しかいない、このさき「お世継ぎ」が増える可能性は皆無。「皇族」の数も減少中、その三人を除くと女性七人しかいないのが現状。秋篠宮眞子の婚約により、さらに皇族は減ります。皇室典範によれば女性皇族は結婚したら、皇室離脱。今のままでは、天皇家はなくなりそうです。

第二部は、「天皇制のなかの女性差別をどう問題化するか」という学習会をふまえた討論集会。フェミニズムという観点から、女性天皇をどのように考えるか。均等法世代の希望の星であった小和田雅子さんは皇太子と結婚すると、ひたすら

男のお世継ぎを産むことを強いられ、「適応障害」になってしまいました。「男のお世継ぎ」を産むのが皇室に入った女性の務め？ 性別は男性の性決定遺伝子によるのに。天皇家に象徴される男尊女卑の家制度が日本の女性たちに大きな影響を与えているなど、さまざまな意見が出されました。 (近藤和子/女天研)

安倍忖度判決！ 安倍靖国参拝 違憲訴訟判決批判

六月一七日、神奈川平和遺族会主催の掲題の公開学習会を、かながわ県民センターで開いた。安倍靖国参拝訴訟をテ

マに学習会を企画したのは、訴訟に原告・支援者として加わった皆さんには理解を深めていただき、また関心はあるが靖国訴訟を詳しくは知らない人たちに、この判決、ひいては今の司法が如何に行政にすり寄り、原告の言い分に耳を傾けず、安倍の言い分だけを取り上げ、過去の判例に逃げ込んだか、憲法判断を避け、その役割を放棄したか、を広く訴えたいという思いがあったからだ。四月二八日に東京地裁であった判決の内容については本誌11号(五月九日発行)で弁護団事務局長の井堀哲弁護士が報告しているので参照していただきたい。

平和遺族会は、一九八五年の中曽根首

相(当時)の靖国神社「公式」参拝に危機感を抱いた戦没者遺族が翌八六年に結成した。戦没者は戦争被害者であると同時にアジアの人びとに対しては加害者でもあったことを認め、先の侵略戦争の責任は天皇を頂点とする軍国主義の指導者にある。その軍国主義の精神的な核が国家神道であり、戦争遂行に果たした靖国神社の役割は大きく、靖国神社「公式」参拝を絶対に認めることはできないとして、あらゆる戦争への道に反対する運動を続けてきた団体だ。

この学習会の講師には訴訟の会事務局長の新孝一さんを招いた。新さんの確かなレジメを使って、訴訟の概要、原告請

求の内容と主張内容、被告側の主張、判決の内容と批判、という順序で丁寧かつ熱心に説明をした。そして最後に、残された課題についても言及した。

新さんの講演の後の質疑応答では、多くの質問や発言があった。日頃、反改憲・反安倍政治などの運動をしている人たちでも、靖国・天皇制問題についての意識は高くはないと感じていたが、多少の意味があったかと思う。しかし未だに国民の心には戦没者タブー、天皇タブー意識が潜んでいるのではないだろうか。私たちの今後の課題である。

(吉田哲四郎/神奈川平和遺族会)

「学習会報告」

阿満利磨『日本精神史：自然宗教の逆襲』(筑摩書房二〇一七年)

天皇制というのが、日本人にとって無条件の「信仰」＝一種の「天皇家」ともいべき存在でもあるにも関わらず、そのような捉え方が社会的にはほとんどなされていないこと。この問題の大きさを、反天皇制運動にどう接合することができるかということが多い。

この間の学習会と連続するのが、第2章「人間宣言——日本人と天皇」。表紙にも使われている一九四七年二月七日のヒロヒトの「広島巡幸」において、敗戦と「人間宣言」にも関わらず、「神」であろうが「人間」であろうが天皇にひれ伏す民衆感情の根にあるものは何かと問う。

阿満は、そこで日常世界の延長線上に非日常的な存在を保持しておきたいという

民衆の現世主義的な願望をさぐり、戦後における無責任体制をも根拠づけていく。

この、自然宗教(＝自然発生的な宗教)の対概念としてとらえられているのが創唱宗教で、以後の章は、民俗学や仏教史を駆使し、法然・親鸞らの創唱宗教としての仏教が自然宗教によっていかに解体されていったか(教団自体の制度化も含めて)が論じられている。

論点としては、自然宗教という視点は、象徴天皇制のあり方を捉える上でヒントになる。他方、戦前の天皇制を支えた国家神道は、創唱宗教にカテゴライズしてよいのではないかと。天皇制における自然宗教/創唱宗教の二重性があり、人間宣言は、近代天皇制の「自

か(たとえばその福沢論吉理解)。民俗学的な語りのなかに存在する歴史的超然性にはたいしては、批判的であるべきではないか、など活発な議論になった。

次回は七月二五日(火)。テキストは平井啓之「ある戦後——わだつみ大学教師の四十年」(筑摩書房、一九八三年)。(北野登)

日々天日誌

6月14日(水) ● 共謀罪法案反対国会行動

6月17日(土) ● 女天研連続講座・ジェンダーと天皇制(集会の「真相」参照)

● 安倍付度判決! 安倍靖国参拝違憲訴訟判決批判(集会の「真相」参照)

● 自衛隊・安保問題はどこへいつてしまったのか?

6月21日(水) ● 警視庁機動隊住民訴訟 第二回口頭弁論

6月22日(木) ● 靖国訴訟の会・東京集会 控訴審に向けて

法人的情報 INFORMATION

7月9日(日) ● 自由と生存D-I-S-C-O生

18時〜/Café★Lavanderia(地下鉄新宿三丁目駅ほか) / 主催: フリーター全般労働組合生存部会(union@freeter-union.org)

● 宮下公園とりもどせ新聞発行記念大演説会

18時30分〜/渋谷駅前スクランブル交差点付近/堀切ねんじん・首藤久美子ほか / 主催: 宮下公園ねる会議(080-2520-5487)

7月11日(火) ● 共謀罪施行抗議! 国会前行動

12時〜/衆議院第2議員会館前(地下鉄国会議事堂前駅ほか) / 主催: 共謀罪NO!実行委(連絡先: 03-5289-8222 平和フォーラムほか)

● 共謀罪は廃止しなければならぬ7・11集会

18時30分〜/文京区民センター2A(地下鉄春日・後楽園駅ほか) / 海渡雄一・小池振一郎 / 主催: 共謀罪NO!実行委

7月15日(土) ● おことわりリンク連続講座第3回 パラリンピックは障害者差別を助長する

14時〜/千駄ヶ谷区民会館(JR原宿駅ほか) / 北村小夜ほか / 主催: 「オリンピック災害」おことわり連絡会(080-5062-0270 宮崎)

7月16日(日) ● 検証: 高浜原発再稼働をめぐる「2つの判決」再稼働ラッシュを止めよう!

13時15分開場/スペースたんぼぼ(JR水道橋駅ほか) / 井戸謙一 / 主催: 福島原発事故緊急会議(連絡先: 090-1705-1297 国富)

● 語る・謀る・創り出そう 天皇代替わりを許さないつねりを!

13時30分〜/渋谷区勤労福祉会館(JR渋谷駅ほか) / 井上森・加藤匡通・天野恵一・吉田宗弘 / 主催: 反戦反天皇制労働者ネットワーク・関東(harten_net@yahoo.co.jp)

7月17日(月) ● 一からわかる天皇代替り その問題点

14時〜/コミュニティカフェPaο(浜松より遠鉄八幡駅) / 桜井大子 / 主催: 人権平和・浜松(053-422-4810)

7月22日(土) ● 憲法発布70年目の世直し

12時30分開場/アルカディア市ヶ谷6F(JRほか市ヶ谷) / 澤地久枝・宮田穂栄ほか / 主催: 小田実没後10年シンポジウム実行委員会ほか(問い合わせ: 0424259800 コミュニティレストラン「木・木」)

7月23日(土) ● 第7回「日の丸君が代」問題等全国学習交流集会

10時〜/集会後アモ / 日比谷図書文化館地下ホール(地下鉄内幸町ほか) / 高嶋伸欣 / 主催: 実行委員会(090-7015-3344 永井)

7月28日(金) ● 原発被ばく労災あらかぶさん裁判第3回口頭弁論

11時〜(10時〜アピール行動) 報告集会あり/東京地方裁判所(地下鉄霞ヶ関駅ほか)

7月28日(金) ~ 29日(土) ● 第30回政教分離訴訟全国集会(福岡)

14時〜/本願寺福岡教堂礼拝堂(地下鉄空港線唐人町駅ほか) / 横田耕一 / 主催: 安倍首相靖国参拝違憲訴訟・関西九州山口原告団(問い合わせ: 090-3339-2674 木村)

7月29日(土) ● 米軍・自衛隊参加の「東京都・調布市総合防災訓練」に反対する7・29集会

18時〜/調布文化会館・たづくり(京王線調布駅) / 木元茂夫 / 主催: 米軍・自衛隊参加の防災訓練に反対する実行委員会2017(連絡先: 042-525-9036 立川自衛隊監視テント村)

8月5日(土)・6日(日) ● 8・6ヒロシマ平和へのついで2017

5日17時〜6日グラウンドゼロの集い・フィールドワークなど/広島市まちづくり市民交流プラザ北棟5F(広島市電神谷町電停ほか) / 武藤一羊ほか / 主催: 8・6平和へのついで2017(連絡先: 090-4740-1608)

8月11日(金) ● 天皇制と戦争・アキヒトにも責任はある!

18時15分開場/文京区民センター2A(地下鉄春日駅ほか) / 伊藤晃 / 主催: 「代替わり」過程で天皇制と戦争を問う8・15反「靖国」行動(090-3338-0263)

8月12日(土) ● 平和の灯を! ヤスクニの闇へ キャンドル行動

13時30分〜/在日本韓国YMCA(JR水道橋駅ほか) / 原武史・権赫泰・高橋哲哉 / 主催: 同実行委員会(03-3355-2841 四ッ谷総合法律事務所)

8月15日(火) ● 反「靖国」デモ

15時30分集合/在日本韓国YMCA / 主催: 「代替わり」過程で天皇制と戦争を問う8・15反「靖国」行動

お・田・三

● 今日珍しく校正のために身体を使った。といつても本を買いに行っただけなのだが、しかし書店は三つも回った。そんなに売れ筋の本だったか(木菟)

● さあ、終わり! ビールだ、いやメシだっ 早く行こうよ! (黒貂)

● 本日の作業参加にあまるは、ほかに鰐、熊、編蝠、鰻。ナマケモノがちよっと顔出し。